

令和2年5月8日

担当者：土木部建築住宅課

住宅企画G 古安、森山

電話：0852-22-5226

e-mail：juutaku-kikaku@pref.shimane.lg.jp

「令和2年度しまね長寿・子育て安心住宅リフォーム助成事業」の受付開始について

既存住宅の性能向上を目的に実施する標記事業について、下記により申込みの受付を開始します。

今年度は、「子育て配慮改修」を助成メニューの柱に加え、子育て世帯やその親世帯が安心・安全で暮らしやすいよう、住まいづくりを支援します。

1. 助成メニュー

- (1) 子育て配慮改修：子育ての負担軽減や、安全で安心な子育て環境を整備するための住宅リフォーム
- (2) バリアフリー改修：高齢者等が安全で快適に暮らせるようバリアフリー化するための住宅リフォーム

2. 助成対象となる住宅

昭和56年6月1日以降に着工された島根県内の既存戸建て住宅

〔昭和56年5月31日以前に着工された住宅は耐震診断が必要です。耐震診断により耐震性を確認できた住宅又は今回耐震改修を併せて行う住宅は助成の対象となります。〕

※当助成事業を利用する住宅に限り、（一財）島根県建築住宅センターが費用負担なしで耐震診断を行います。

3. 助成金額

- (1) リフォームに要する工事費の1／3以内の額で、一戸あたり30万円を上限
- (2) 次に該当する場合は、助成限度額を加算
 - ・子育て世帯とその親世帯が同居又は近居する場合〔10万円加算〕
 - ・部分的耐震改修等を行う場合〔30万円加算〕
 - ・空き家バンク登録住宅を購入して改修する場合〔10万円加算〕

4. 受付期間

令和2年5月11日（月）～令和3年2月15日（月）

5. 申込み先

（一財）島根県建築住宅センター（松江市東本町2丁目60番地すままちプラザ2階）

ホームページ：<https://www.shimane-bhc.or.jp/business/304>

※詳細は、別添パンフレットをご覧ください。